

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、Aに所在していたB会社に雇用され、営業業務等に従事していたところ、平成〇年〇月頃、業務上の事由による精神障害を発病し、その後、休業を継続し療養していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、突然胸の痛みを訴え、翌日、Cセンターに受診し「急性心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) D医師作成の平成○年○月○日付け意見書に鑑みると、当審査会としても、請求人は、平成○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。
- (2) 本件疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるところ、本件疾病は、業務上の事由によるうつ病の療養・休業中に発症したものであり、請求人の申述によっても、本件疾病発症前6か月間において、請求人が就労していた事実は認められない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、認定基準の「発症直前から前日までの間における異常な出来事」、「短期間の過重業務」、「長期間の過重業務」のいずれにも該当せず、したがって、「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務」により本件疾病が発症したものと判断することはできない。
- (3) この点、請求人は、D医師作成の平成○年○月○日付け診断書及びE医師作成の同年○月○日付け意見書並びに医学資料を根拠に、本件疾病は、業務上の事由によるうつ病が原因で発症したものである旨主張するが、上記各医師の意見及び医学的見解は、いずれもストレスが心筋梗塞の危険因子であること、うつ病の存在が心筋梗塞の予後に悪影響を与えること、因果関係がないと断定することはできないことなどの一般的な事実を述べるにとどまるものであり、決定書理由に説示のとおり、本件疾病と請求人に発病したうつ病との直接的な医学的因果関係を明らかにしたものであるということとはできない。そうすると、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病と業務上の事由によるうつ病との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) なお、決定書理由に説示するように、心筋梗塞等の虚血性心疾患の大きなリスクファクターは、高脂血症、高血圧、喫煙であるとされるところ、健康保険診療報酬明細書、Cセンターの診療録等によれば、請求人の血中脂質の検査数値は基準値を大きく超えており、喫煙も毎日30本と多く、BMI 27.9と肥満も認められることから、請求人は、長年にわたる高脂血症、喫煙、肥満のリスクファクターを有していたものと認められる。

(5) 以上を総合すると、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病を業務上の事由によるものであると認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。